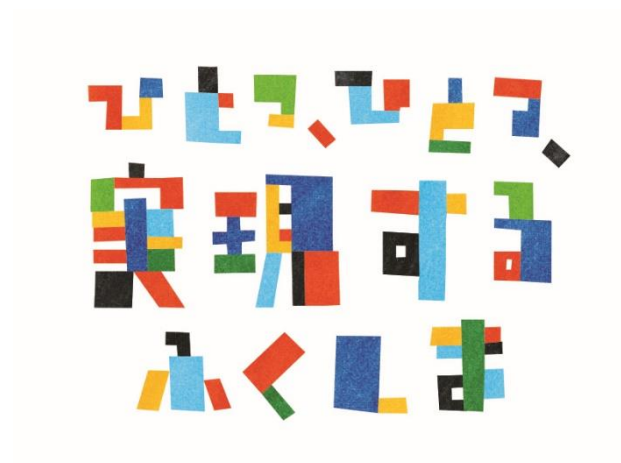


福島県における日本語教育の推進に関する基本的な方針
(素案)

令和6年●月

福島県



目次

第1章 基本的な事項	1
1 策定の背景・趣旨	1
2 方針の位置づけ	1
第2章 県内の外国人住民の状況等	2
1 県内の外国人住民の状況	2
2 県内の日本語教育の状況	4
第3章 県内の日本語教育推進の基本的な方向性	8
第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項	9
1 日本語教育を受ける機会の最大限の確保	9
2 日本語教育の質の向上及び人材の育成・確保	11
3 日本語教育に関する理解及び関心の増進	11
第5章 推進体制	12
1 多様な主体による連携	12
2 各主体の役割	12
3 推進体制	13

第1章 基本的な事項

1 策定の背景・趣旨

国内の在留外国人数は、令和5年末現在で約341万人と過去最高を更新するなど増加傾向にあります。本県も同様の傾向にあり、県内の外国人住民数は令和5年末現在で17,783人と過去最高を記録しました。

また、国内の日本語学習者の増加と多様化が進む中、日本語教育を推進することを目的として、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）（以下、「日本語教育推進法」という。）が公布、施行され、令和2年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。

令和6年6月には、「技能実習制度」に代わる新たな制度として、人材育成と人材確保を目的とする「育成就労制度」を新設する関連法案が国会で成立するなど、今後、外国人材の更なる活躍が進むとともに、引き続き、県内の外国人住民の増加が予想されます。

本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により大きな被害を受けましたが、国内はもとより海外からの温かい御支援を頂きながら復興の歩みを進めてきました。本県の人口減少が進み、その一方で多くの外国人住民が県内で生活をしている中、国籍等を問わず、県民が一丸となって魅力ある「ふくしま」を創り、国内外へ元気な姿を発信していくためには、言葉や文化の壁を越えて共に地域を支え発展させていくことが重要です。

こうした状況も踏まえて、県内の外国人住民に対する日本語教育を推進し、外国人住民が日常生活や社会生活を地域で円滑に営むことができる環境を整備することにより、多文化共生社会の実現や地域の活性化を図るため、「福島県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」（以下、「本方針」という。）を策定することとしました。

2 方針の位置づけ

本県では、「福島県総合計画」の部門別計画である「ふくしま国際施策推進プラン」において、本県の国際施策に関する取組の方向性を定めています。本方針は、同プランの日本語教育に関する内容を充実させるものです。

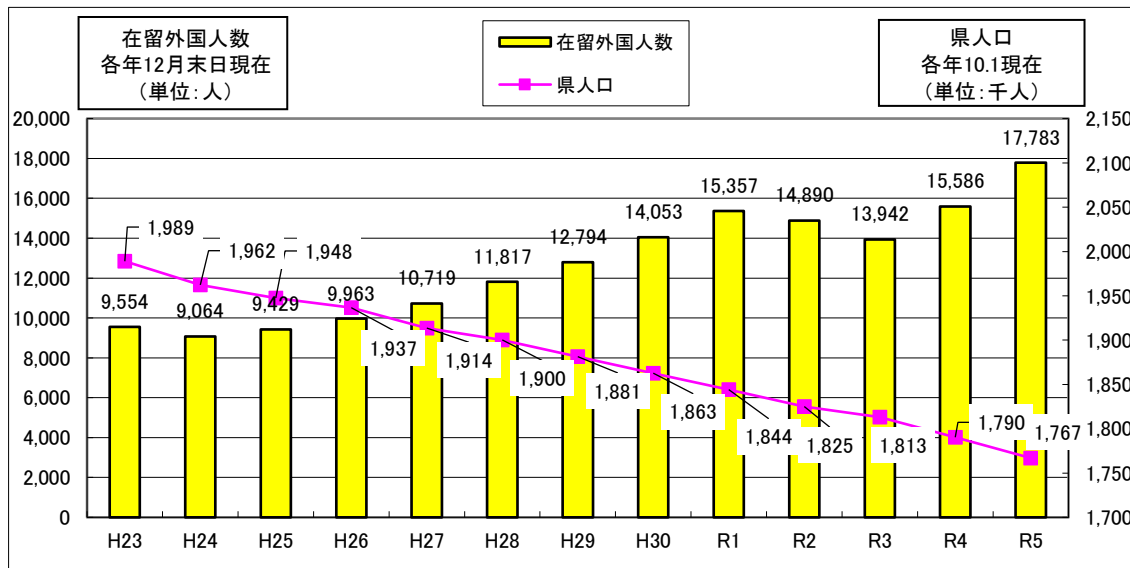
また、日本語教育推進法第11条では、地方公共団体は、地域の実情に応じ、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものと規定されており、本方針は、この日本語教育推進法に基づく基本的な方針に位置づけます。

第2章 県内の外国人住民の状況等

1 県内の外国人住民の状況

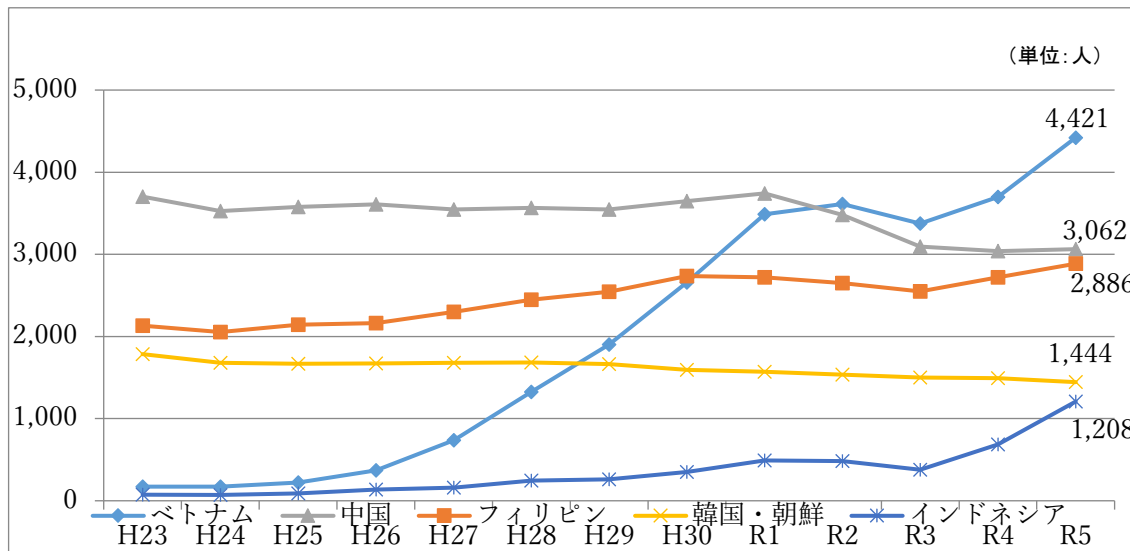
外国人住民数は東日本大震災以降、平成25年から増加傾向を示しており、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年に減少に転じましたが、令和4年から再び増加に転じ、令和5年末は過去最多の17,783人となり、県人口に対する外国人住民数の割合が1.006%と初めて1%を超えました(平成25年は0.484%)。

県人口と外国人住民数 ※出典：福島県の国際化の現状(令和5年度版)



国籍・地域別人数の上位3か国はベトナム、中国、フィリピンとなっており、この上位3か国の合計は全体の約58%に達します。また、上位3か国以外で100名を超える国籍・地域は韓国・朝鮮、インドネシア、ネパール、ミャンマー、タイ、米国、ブラジル、パキスタン、インド、バングラデシュ、台湾、スリランカ、モンゴルとなっています。

国籍・地域別の内訳(上位5カ国・地域) ※出典：福島県の国際化の現状(令和5年度版)



(単位:人)

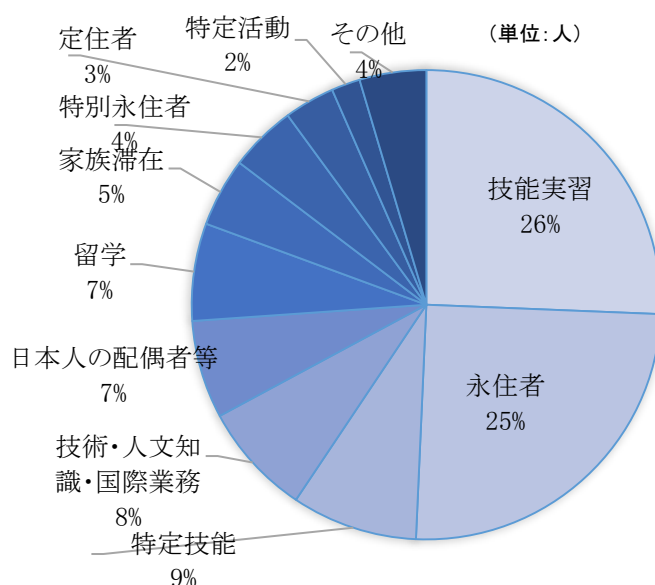
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ベトナム	223	372	736	1,325	1,901	2,657	3,488	3,612	3,373	3,700	4,421
中国	3,578	3,607	3,546	3,564	3,547	3,647	3,742	3,480	3,093	3,039	3,062
フィリピン	2,144	2,162	2,300	2,447	2,543	2,735	2,719	2,650	2,550	2,722	2,886
韓国・朝鮮	1,669	1,672	1,679	1,682	1,664	1,593	1,569	1,537	1,500	1,491	1,444
(うち韓国)				(1,441)	(1,439)	(1,379)	(1,365)	(1,347)	(1,319)	(1,318)	(1,279)
インドネシア	91	137	160	244	262	349	492	484	376	684	1,208

※法務省在留外国人統計の記載方法に従い、H28 からは韓国と朝鮮を区別して計上。

県内在留外国人の在留資格別の割合については、「技能実習」(注1)が最も多く、次いで「永住者」、「特定技能」(注2)、「技術・人文知識・国際業務」、「日本人の配偶者等」となっています。

在留外国人の在留資格別割合

在留資格	人数
技能実習	4,633
永住者	4,530
特定技能	1,567
技術・人文知識・国際業務	1,403
日本人の配偶者等	1,220
留学	1,213
家族滞在	855
特別永住者	831
定住者	630
特定活動	358
その他	830
計	18,070



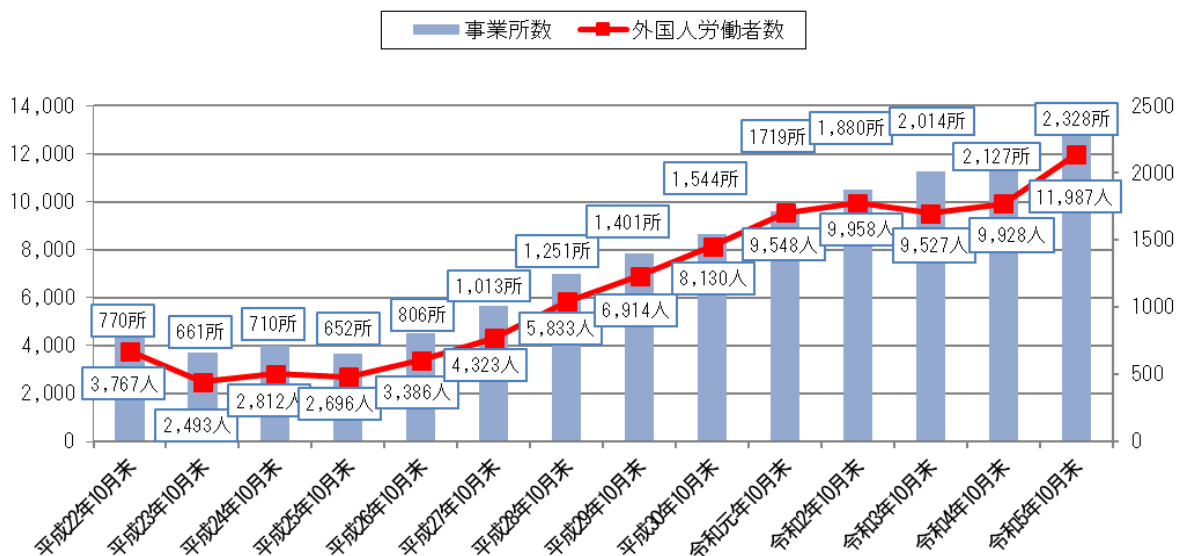
※出典：在留外国人統計（令和5年12月末現在）（法務省）

(注1) 技能実習は在留資格「技能実習1号イ、1号ロ、2号イ、2号ロ、3号イ及び3号ロ」の合算。

(注2) 特定技能は在留資格「特定技能1号及び2号」の合算。

外国人の雇用状況は、令和5年10月末現在、県内2,328事業所(対前年比9.4%増)で11,987人(対前年比20.7%増)となっており、外国人労働者数は過去最多となっています。

外国人を雇用している事業所数と外国人労働者数



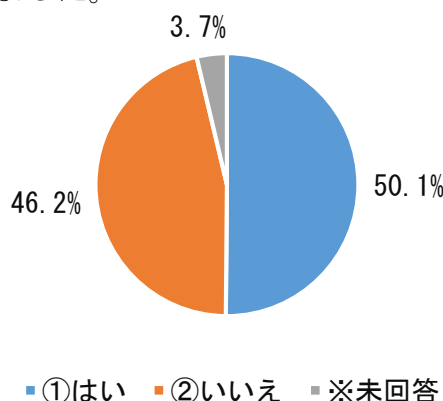
※出典：福島県における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末現在）（福島労働局）

外国人児童生徒等については、令和5年12月現在、外国籍の児童生徒は小中高合わせて311人おり、帰国児童生徒（1年以上海外に在住するなどした日本国籍の児童生徒）は小中高合わせて31人います。また、外国人留学生は、令和5年11月現在で799人います。

2 県内の日本語教育の状況

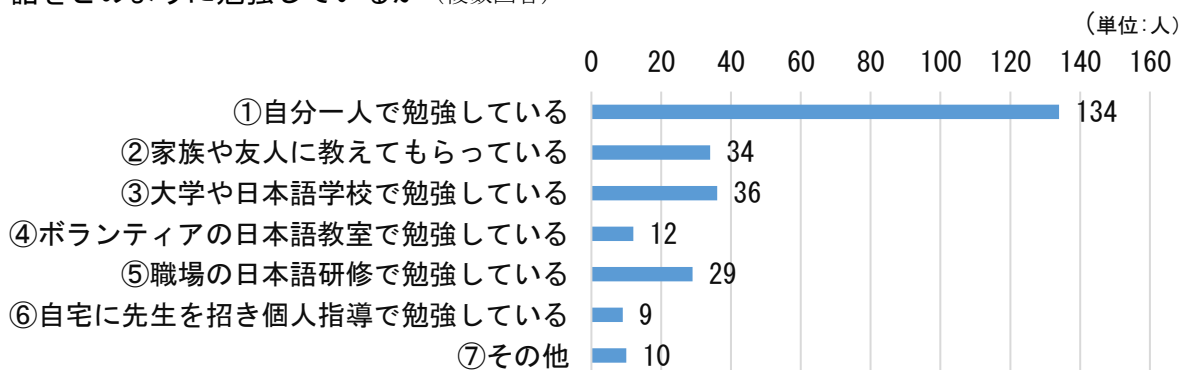
令和4年度に県国際課が実施した外国人住民アンケート調査（調査票配布数2,700件、調査票回収数377件（回収率14.0%））によると、日本語を勉強していると回答した人は189人（50.1%）いました。

日本語の勉強をしているか	人数	割合
①はい	189人	50.1%
②いいえ	174人	46.2%
※未回答	14人	3.7%

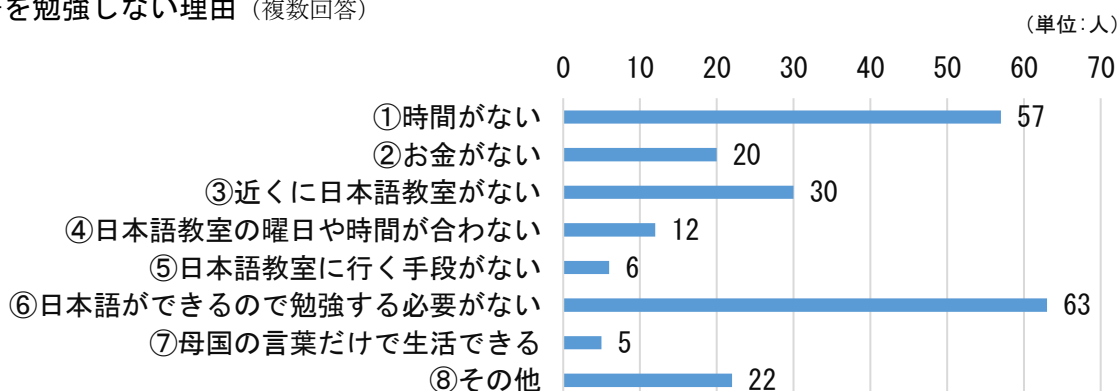


日本語を勉強していると回答した人のうち、勉強の方法として「自分一人で勉強している」と答えた人が134人と最も多く、日本語を勉強していないと回答した人の理由として、「日本語ができるので勉強する必要がない」との回答が63人と最も多く、次いで「時間がない」が57人、「近くに日本語教室がない」が30人となっています。

日本語をどのように勉強しているか（複数回答）



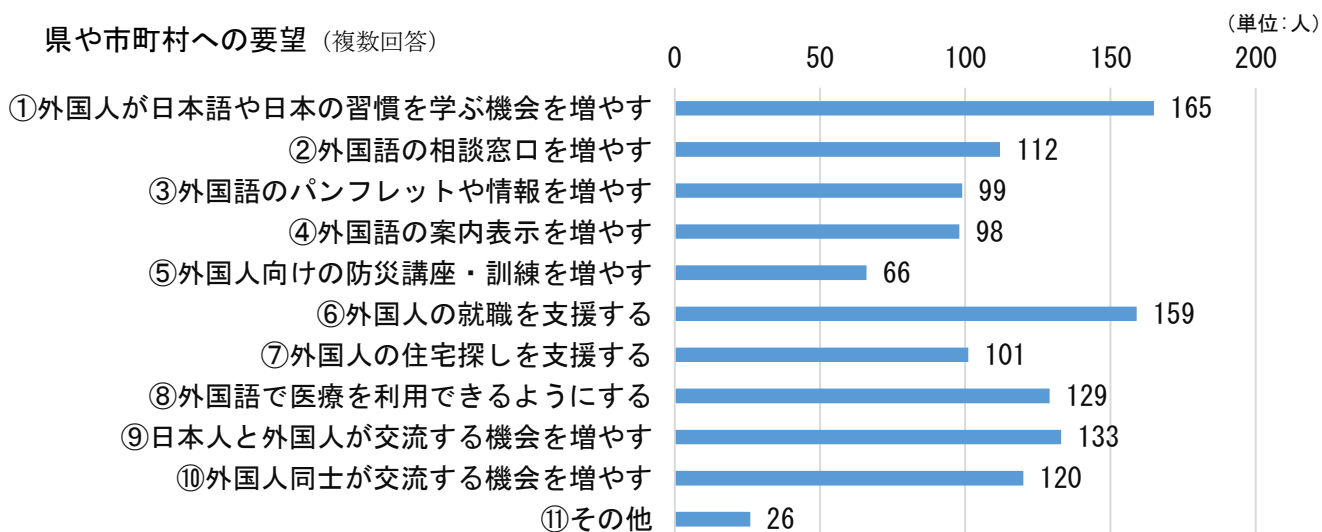
日本語を勉強しない理由（複数回答）



また、県や市町村への要望として、「外国人が日本語や日本の習慣を学ぶ機会を増やす」との回答が165人と最も多くなっています。

以上のことから、現状では、外国人住民に対して日本語教育の機会を十分に提供できていない状況が見て取れます。

県や市町村への要望（複数回答）



日本語教室の状況としては、令和5年12月現在、19市町村に34の日本語教室が開設されていますが、一方で、日本語教室が開設されていない市町村が40あります。

学校教育における日本語教育の状況としては、令和5年12月現在、日本語指導が必要な児童生徒は小中高合わせて113人おり、日本語指導が必要な児童生徒が特に多い学校については、専任の教員を配置し支援に当たっています。

また、県立高等学校入学者選抜における「外国人生徒等特別枠選抜」や、公立夜間中学校の開設など、多様な背景に応じた学びの場の整備が進められています。

そのほか、公立小中学校の設置者である市町村教育委員会は、関係機関と連携し、日本語指導支援者の配置や担当教員への研修の実施など、日本語指導の充実に努めているところです。

また、本方針の策定に当たり、令和6年8月から9月にかけて市町村及び市町村国際交流協会、日本語教室へのアンケート調査や日本語教室への訪問ヒアリングを行ったところ、日本語教育の現状等について以下の意見がありました。

【市町村】

- ・今後も日本語教育が必要な外国籍の児童生徒数は増えていくと思われる。学校現場でも対応はしているが、専門的な指導は難しい状況にあるため更なる支援を希望する。
- ・学校現場で外国にルーツを持つ子どもに対する母語での支援を行っているが、全ての言語に対応できておらず支援が行き届かない生徒もいる。オンラインの活用も含め、支援がより身近になるような制度があると良い。

【市町村国際交流協会】

- ・県が日本語教室の開催や日本語教育に関するカリキュラム・教材の普及等をしてくれると協会としても日本語教育の取組拡大等につなげていけると考える。
- ・①地域の日本語教室やボランティア団体が長く存続できるよう新規・若手の日本語学習支援者を発掘すること、②市、協会、ボランティア団体、日本語教室や学校といった関係団体と協働しながら外国人住民を支援すること、③地域日本語教育の担い手の育成・養成及び支援が必要と考える。
- ・外国人住民が増えていく中で、日本語学習支援者の育成と外国にルーツを持つ子どもの支援が今後の課題。この点についてサポートを充実してもらえるとありがたい。

- ・外国人住民は同じ国の出身者だけで固まっており地域との接点が少ない印象。取組が独りよがりとならないよう、外国人住民をイベント等に招待してコミュニケーションを図りながらニーズを把握したいと考えている。

【日本語教室】

- ・日本語教育に関して相談できるコーディネーターを置いてもらいたい。
- ・会場の確保や日本語学習支援者の確保、育成に課題がある。日本語教室が安定して活動を続けていけるような支援があると良い。
- ・県には、日本語教育関係者のネットワーキングやプレスクールのカリキュラム作成などに取り組んで欲しい。
- ・外国にルーツを持つ子どもへの支援について、県が統一的な水準を定めるなどして、学校現場における日本語指導等を充実してほしい。地域の日本語教室と学校との連携が強化できると良い。
- ・外国人は言葉の壁があるが素晴らしい考えを持っている人たちが沢山いる。外国人の声を地域のためにもっと発信できるような環境づくりができると良い。
- ・日本語教室は、日本語を学ぶ場所だけではなく外国人住民の居場所としての役割もある。日本語を学ぶ上では、実際に日本語を発表する(使う)場も必要である。
- ・地域の中には、外国人へネガティブな印象を持つ方もいる。今後も労働者の確保などのために外国人住民が増加していく中、国や自治体だけでなく、日本語教室も多文化共生の役割を担うようになるのではないかと。
- ・外国人住民が、福島で共に暮らす隣人として安全で実りある日々を過ごすことができるように、希望があればいつでもどこでも日本語学習ができるような環境を作ってほしい。

第3章 県内の日本語教育推進の基本的な方向性

第2章における県内の外国人住民の状況等を踏まえ、外国人住民が日常生活や社会生活を地域で円滑に営むことができる環境を整備し、多文化共生社会の実現や地域の活性化を図るため、様々な関係機関と連携・共創をしながら、県内の日本語教育の推進に取り組みます。

日本語教育の推進に当たっては、以下の3つの方向性に基づき取組を進めるとともに、「ふくしま国際施策推進プラン」の基本目標である「一人一人が自分らしく輝き、世界へ挑む、共に創るふくしま」の実現を目指します。

【日本語教育推進の3つの方向性】

- ①日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の質の向上及び人材の育成・確保
- ③日本語教育に関する理解及び関心の増進

第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項

1 日本語教育を受ける機会の最大限の確保

日本語教育を受ける機会を最大限に確保するため、外国人等の希望や状況、能力に応じた多様な教育機会の確保及び提供に取り組みます。

(1) 幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

就学前及び学齢期の子どもに対する日本語の学習機会の創出と支援に取り組みます。それにより、子どもたちが生き生きと成長し自己実現できる環境づくりにつなげます。

【具体的な取組例】

- ・公立学校における受入・支援体制の充実を図るため、日本語指導が必要な児童生徒等が特に多い学校へは教員加配を講じます。
- ・県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別選抜枠により、生徒の受験機会の保証と進路実現の充実を目指します。
- ・年齢や日本語の習得状況など多様な背景に応じた日本語学習の機会を提供できるよう、関係機関との連携を図り、指導体制の構築に努めます。
- ・日本語指導に携わる教員等に対する好事例の提供や研修機会の設定により、指導内容の充実を図ります。
- ・学校等において、多文化共生社会を見据え、異なる文化を理解するとともに、互いを尊重しながら学び合う態度を育みます。

(2) 留学生に対する日本語教育

大学等の留学生に対する日本語教育を充実させます。それにより、県内の企業への就職や大学院等への進学など、地域の一員として活躍できる機会を増やします。

【具体的な取組例】

- ・留学生が就職や進学に必要な水準の日本語能力を身に付ける教育機会の提供を推進します。
- ・県内企業への就職を希望する留学生に対して、実践的な日本語能力の習得やインターンシップ、キャリアプラン形成の機会を提供するなど、円滑な就職に向けた環境整備を図ります。
- ・県内企業への内定が決まった留学生が、業務に必要な日本語能力や職場におけるコミュニケーション能力、日本の雇用慣行、企業文化等の知識を習得する機会を提供するなど、円滑な就業に向けた環境整備を図ります。

(3) 就業者に対する日本語教育

外国人就業者に対する日本語教育を充実させます。それにより、日本語能力の向上を通じた技能向上や県内企業への定着を図りながら、外国人材の活躍につなげます。

【具体的な取組例】

- ・職場における日本語教室の開催など、外国人就業者が仕事をする上で必要な日本語やコミュニケーション能力、ビジネスマナーなどを身につける教育機会の提供を推進します。
- ・地域の日本語教室等と連携し、外国人就業者やその家族に対する日本語教育機会の拡充を図ります。
- ・地域ごとに複数の事業所を対象とした日本語教室を開催するなど、事業所や外国人就業者のネットワーク構築を図ります。

(4) 地域における日本語教育

生活者である外国人住民が、日本語や日本の習慣・文化等を学びながら地域とのつながりを作る場として、地域の日本語教室等の充実化に取り組みます。それにより、生活に必要な日本語を習得するなど、外国人住民が住みやすい地域づくりにつなげます。

【具体的な取組例】

- ・日本語教室がない市町村における日本語教室の開設を目指すなど、外国人住民が居住する市町村で日本語を学べる環境整備を図ります。
- ・より多くの外国人住民に日本語教育の機会を提供するため、オンライン日本語教室を開催するなど、ICTも活用しながら日本語学習機会へのアクセス向上に努めます。
- ・外国人住民にとって、地域の日本語教室が日本の文化等を学ぶだけでなく、居場所や地域住民との交流の場となる仕組みなど、日本語教室を通じた地域の多文化共生推進を目指します。
- ・地域住民と外国人住民が日本語で交流できるイベントや地域行事等の機会の確保を通じて、外国人住民の日本語学習の意欲を高めるとともに、地域の一員として円滑に生活できる環境整備を図ります。

2 日本語教育の質の向上及び人材の育成・確保

より質の高い日本語教育の提供を図るとともに、日本語教育に携わる人材の育成や確保を図ることにより、日本語教育の充実化に取り組みます。

【具体的な取組例】

- ・地域における日本語教育コーディネーターの配置を通じて、県内全体の日本語教育の質向上やノウハウの共有等を図ります。
- ・日本語教育に携わる関係者を対象とした会議を開催するなど、県内のネットワーク構築を図ります。
- ・自動翻訳やA Iといった技術の活用を含め、経験の有無にかかわらず多くの方が日本語教育の実践者として活動できるような教育方法等の考案、普及に努めます。
- ・日本語教室の開設に関心のある市町村や事業所等に対して研修会を実施するなど、日本語教育に携わる人材の育成、確保を図ります。
- ・日本語教師や日本語学習支援者に対してスキルアップを目的とした研修会を開催するなど、より質の高い日本語教育の提供につなげます。
- ・県内の日本語教育に関する実態把握を行いながら、日本語教師や日本語学習支援者が継続して活動できる環境整備を図ります。

3 日本語教育に関する理解及び関心の増進

日本語教育は、外国人住民が日常生活や社会生活を地域で円滑に営むための重要な基盤であり、ひいては地域の活性化にもつながることから、外国人住民や日本語教育に関する県民の理解を深めるとともに、外国人住民に対する日本語教育の情報発信などに取り組みます。

【具体的な取組例】

- ・多文化共生に関するセミナー開催などを通じて、県内に暮らす外国人住民の状況や多文化共生施策に関する県民の理解促進を図ります。
- ・県内の日本語教室や日本語教育に関する外国人住民の理解促進を図ります。
- ・県民への「やさしい日本語」普及や外国人住民と地域の交流イベント開催などを通じて、国籍を問わない円滑なコミュニケーションづくりを促進します。
- ・地域住民と外国人住民が日本語で交流できるイベントや地域行事等の機会の確保を通じて、外国人住民の日本語学習の意欲を高めるとともに、地域の一員として生活できる環境整備を図ります。(再掲)

第5章 推進体制

1 多様な主体による連携

日本語教育を推進するためには、県はもとより、様々な主体がそれぞれの役割を踏まえて相互に連携を図りながら取組を実施することが重要です。そのため、日本語教育に携わる各主体の役割を示します。

2 各主体の役割

(1) 県

本方針に基づき、県内における総合的な日本語教育の推進体制を整備するとともに、広域的な関連施策を策定、実施します。また、各主体と連携しながら、それぞれの日本語教育に関する取組を支援します。

(2) 市町村

県の施策を踏まえ、市町村国際交流協会や地域の日本語教室などと連携をしながら、日本語教室の開催や地域の日本語教室への支援など、各市町村の実情に応じた日本語教育施策の実施が期待されます。

(3) 県及び市町村国際交流協会

地域の国際交流や多文化共生を中心的に担う機関として、日本語教室の開催や地域の日本語教室への支援、日本語教育に関する普及啓発など、県や市町村、日本語教室と連携しながら、地域の日本語教育推進に取り組むことが期待されます。

(4) 日本語教室

外国人住民が身近に学べる日本語教育機会を提供するとともに、外国人住民の居場所となるなど、外国人住民と地域をつなぐ場として、生活に必要な日本語の習得や地域における外国人住民の円滑な受入れに寄与することが期待されます。

(5) 事業所等

地域の日本語教室などと連携しながら、外国人就業者が仕事や生活に必要な日本語を学ぶ教育機会の提供や、学習に対する支援や配慮を通じて、外国人就業者が働き手や地域の一員として活躍できる環境づくりを図ることが期待されます。

(6) 大学等

各主体と連携しながら、留学生に対する日本語教育機会の提供のほか、留学生のニーズに応じながら県内の企業への就職や大学院等への進学に対する支援を行うなど、留学生の県内定着を図る取組が期待されます。

(7) 小・中・高等学校

県及び市町村教育委員会と連携しながら、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語学習支援をきめ細かに行うことにより、国籍等を問わずすべての子どもたちが生き生きと成長し自己実現できる環境づくりを図ることが期待されます。

(8) 日本語教育機関

日本語教育の専門的な機関として、必要に応じて、日本語教室や事業所などに日本語教育に関する助言や指導を行うことを通じて、県内全体の日本語教育水準の向上に寄与することが期待されます。

3 推進体制

本方針は、国内及び県内における外国人住民や日本語教育に関する実態の把握等を行いながら、おおむね5年ごとに見直しをすることとします。

県は、有識者等により構成される会議体を設置し、本方針の進捗管理や見直しを含め、県内の日本語教育の推進を総合的かつ効果的に実施していきます。